

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

令和2年4月1日
横 手 市

工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）運用例規集2-2-3②に基づき、現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更する際、工場立地に関する準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準については、以下のとおりとする。

1 国が定める敷地外緑地等が認められる場合の要件

（工場立地法運用例規集2-2-3②による規定内容）

- | |
|--|
| <p>(1) 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があること。</p> <p>(2) 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。</p> <p>(3) 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。</p> |
|--|

2 横手市における各要件の判断基準

(1) - 1 対象工場等

① 法第6条第1項に基づく届出済の工場（設置済み工場）とし、新設工場は認めない。

ただし、現に設置されている工場で特定工場要件を満たさないものが増改築等で新たに特定工場となる場合については、法第6条第1項の届出（新設）を行うことになるが、この場合については敷地外緑地等を認めることとする。

② 工場が生産施設の面積を増加させる場合に限る。

生産施設の面積を増加させずに、敷地内の緑地を減少させ、敷地外に設置することは認めない。

(1) - 2 緑地等を敷地内に確保できない場合

工場が立地する敷地内に原則として未利用部分が無いこと。

未利用部分とは、生産施設、緑地、環境施設、駐車場、倉庫等に利用されていない部分をいう。

(2) 実質的に緑地等に係る準則が満たされていること

① 敷地外緑地等は、法施行規則第3条で定義される緑地と同様の規模及び形態であること。

樹木の剪定や除草等、適切に維持管理が行われている緑地とする。

② 緑地率および環境施設率が法の準則を充足していること。

緑地率等の算定は、以下の算式により行うこととする。

なお、生産施設率の算定は、敷地外緑地の敷地面積は含めないものとする。

$$\text{緑地率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の敷地面積}}$$

③ 敷地外緑地等の一部または全部が重複緑地となることは可とする。

緑地が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下芝生等）にあつては、当該重複部分を緑地とする。

ただし、緑地と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

④ 敷地外緑地は原則として自社所有とすること。

ただし、自社所有とすることが難しい場合、借地による敷地外緑地の設置を認めるが、その場合は、新たな植樹等を行うよう努めるものとする。また、敷地外緑地の数が複数となることは可とする。

(3) 周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認められる場合

敷地外緑地の設置範囲は横手市内とし、かつ、対象となる工場の敷地外周から2kmの範囲内に敷地外緑地等の一部を含むものに限る。

3 その他

敷地外緑地の設置については、法に基づく届出の前に敷地外緑地等の設置に関する事前協議書の提出による事前相談を必須とする。